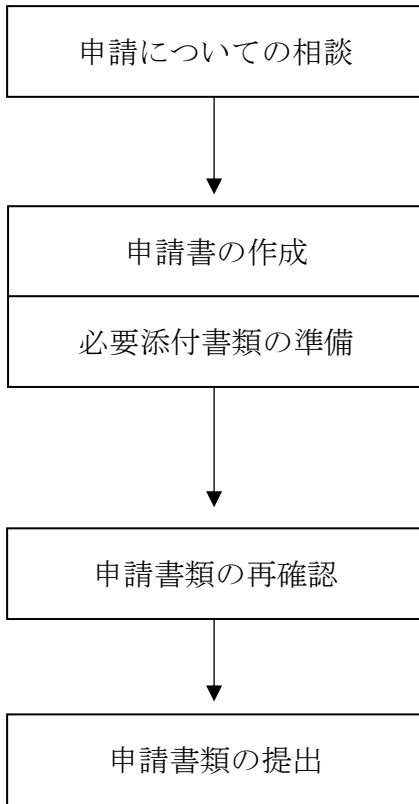


申請から許可書交付まで（手続きの流れ）

《申請者の手続きの流れ》



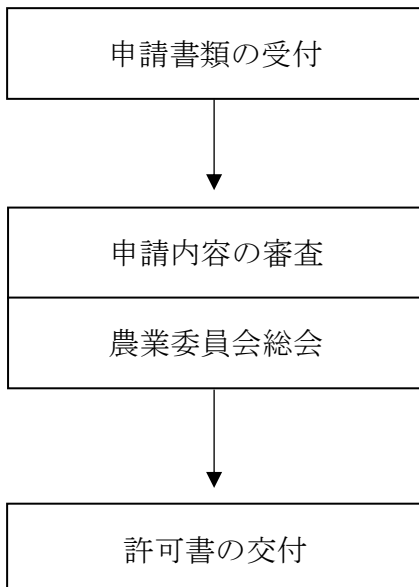
※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、電話でご相談ください。

※ 申請内容に応じて申請書を作成していただきます。申請書は農業委員会で準備している他、ホームページからもダウンロードできます。記載内容については、記入例をご参照ください。
また、農地法第3条許可申請に必要な書類をご参照ください。

※ 申請前にもう一度、記入内容や必要書類をご確認ください。

※ 農業委員会までお越しいただき、申請書3部と添付書類一式を提出してください。

《農業委員会の手続きの流れ》



※ 申請書は毎月20日（閉庁日の場合はその前の開庁日）締切です。受付時間は8時15分から17時です。

※ 申請内容の記入漏れや訂正がないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者へ確認します。また、現地調査を実施します。
農業委員会総会（毎月10日頃）で許可・不許可についての意思決定を行います。

※ 農業委員会事務局から許可書を郵送します。